

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みよしの会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬)

第3条 理事長の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1に定める上限額の範囲内で理事会にて決定し、支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員及び評議員等が理事会、評議員会へ出席したとき、また理事長の命を受けてその業務にあたった場合、その他法人業務に携わった場合、別表2により報酬及び費用を支払う事ができる。

3 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合、別表3により報酬を支払う事ができる。

4 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会・評議員会において、法人の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案し、評価した上で見直すことがある。

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬の支払いは次のとおりとする。

- ① 毎月1日に起算し、当月末日に締切、翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- ② 報酬の支払い額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務の為に出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給する事ができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費にて原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支

払い、出張終了後に精算する事ができる。

(改訂)

第6条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

- 1 この規定は、平成18年 4月 1日より施行する。
- 2 この規定は、平成18年 7月11日より施行する。
- 3 この規定は、平成18年11月24日より施行する。
- 4 この規定は、平成20年 6月 1日より施行する。
- 5 この規定は、平成25年 4月 1日より施行する。
- 6 この規定は、平成30年 9月 1日より施行する。
- 7 この規定は、令和 5年 7月 1日より施行する。

別表1

名 称	報 酬 額
常勤理事長	上限額13,000,000円(年俸)

別表2

名 称	報 酬 額
理 事 会 出 席 報 酬	10,000円
評 議 員 会 出 席 報 酬	10,000円

別表3

名称	報酬額
理事及び評議員業務報酬	15,000円
監事監査指導等報酬	15,000円

別表4

旅費	宿泊費	報酬額1日
実費	20,000円	理事長 20,000円 理事・監事・評議員 10,000円